

令和7年10月20日

大阪府議会議長 金城克典様

提出者

大阪府議会議員 角谷庄一 藤村昌隆
しかた松男

賛成者

大阪府議会議員 橋本ゆうと 中川誠太
浦本ともえ 牛尾治朗
大野ちかこ 山本真吾
前田洋輔 中野剛
中井もとき

第2号意見書案

日本版 DBS を軸に子どもたちが安全・安心にすごせる環境づくりを求める意見書

学校や学習塾等で指導するという優越的立場を悪用した教育者による児童生徒へのわいせつ行為が後を絶たない。被害を受けた児童生徒、保護者は、その被害に生涯苛まれ、結果、教育現場への不信感が高まり続け、実直に生徒と向き合う多くの教育者を苦しめている。児童生徒が成人し性被害を相談することで、初めて事件が発覚することもあり、被害が公になるまでの間に新たな被害者を生み出してしまう状況を鑑みれば、国を挙げた厳格な制度の導入が必要である。

このような中、大阪府では教員によるわいせつ行為等から児童生徒を守るため、教員採用選考において特定免許状失効者管理システム等を活用し、志願者全員の処分歴を確認するなど、教員による児童生徒等に対するわいせつ行為を防止する取り組みを進めている。

また、国においては、令和6年3月19日、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）案を国会へ提出し、同法案は令和6年6月19日に成立されている。

こども性暴力防止法では、対象事業者には教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置（以下「措置」という。）を講じることを義務付けているが、学校、保育所、児童養護施設等の学校設置者等は、法律上、当然に対象事業者であるものの、学習塾やスポーツクラブ、認可外保育施設、放課後児童クラブ等の民間教育保育等事業者については、認定申請があつて初めて対象事業者として認定され、措置の実施が義務づけられる仕組みとなっている。

また、犯罪事実確認の対象となる性犯罪については、刑法による不同意わいせつ等、児童福祉法による淫行をさせる罪等、都道府県の条例で定める罪であつて、みだりに人の身体の一部に接触する行為等を罰するものとして政令で定めるもの等とされており、起訴猶予、行政処分、示談や和解により事件が表面化されなかった場合や海外で罰せられた性犯罪は対象とされていない。

さらに、犯罪事実確認の手続きについては、犯歴ありなしにかかわらず、確認申請に必要とされる戸籍情報については従事予定者から直接こども家庭庁に提出することとされ、また、犯歴ありの場合、こども家庭庁は、犯罪事実確認書を交付するにあたっては、まず、回答内容を従事予定者に事前に通知し、従事予定者は通知内容の訂正が請求可能とされている。

このような従事予定者本人が申請過程に関与する仕組みでは、児童対象性暴力等の防止が担保できるとは言い難い。

子どもに対する性犯罪や性暴力は人権を侵害する行為であり、子どもの心身に生涯にわたって回復し難い有害な影響をもたらす。また、子どもの立場の弱さに乗じて犯罪が行われるため、第三者が被害に気付きにくく、継続する可能性も高い。

現在、法の施行（施行期限：令和8年12月25日）に向け、こども性暴力防止法施

行準備検討会において、さまざまな整理がなされているところであり、令和7年9月12日には、中間とりまとめ案が提示されているが、児童生徒を性犯罪・性暴力から守る社会の実現を大きく前に進めるための議論が進むことを期待して、以下の内容について求める。

- 1 一定の時間以上子どもと接する民間教育保育等事業者については、制度上、当然に対象事業者とすることとし、これに該当しない民間教育保育等事業者については、申請に基づく認定制とすること。
- 2 性犯罪・性暴力に該当する起訴猶予や行政処分、示談、和解、海外での性犯罪も、犯罪事実確認の対象とすること。なお、犯歴情報は極めて機微性の高い個人情報であることから、その扱いには十分配慮すること。
- 3 その他、性犯罪の未然防止に資する取組について、調査・研究を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月 日

衆議院議長	}	各あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
法務大臣		
文部科学大臣		
厚生労働大臣		
内閣官房長官		
国家公安委員会委員長		
内閣府特命担当大臣（こども政策）		

大阪府議会議長
金城 克典

第3号意見書案

ギャンブル等依存症対策のより一層の推進を求める意見書

競馬、競輪、競艇等の公営ギャンブルにおける各競技の年度別売上は、近年、増加傾向にある。

また、オンライン上でギャンブルをする「オンラインカジノ」についても、いつでもどこでも誰でも遊べる、海外サイトが日本語対応&入出金が簡単等の背景から、多数の検挙者が出る等、社会問題となっている。

他方、宝くじについて、売り上げは減少傾向にあるものの、海外の多くのギャンブル問題に関する調査に用いられている、PGSI（ギャンブル問題の自記式スクリーニングテスト）において、一部の宝くじでは、得点8点以上の者の方が、PGSI得点8点未満の者の割合よりも統計的に有意（統計的に意味のある違い）に高く、ギャンブル問題との間に一定の関連があることが報告されている。

オンラインで24時間アクセス、クレジットカード等で簡単に入金可能であるオンラインカジノや、繰り返し行われる公営ギャンブルは、自己コントロールがきかなくなり、ギャンブル依存症に陥ってしまうケースもあると聞く。

ギャンブル依存症は脳のメカニズムに関連する疾患で、必要な治療や支援があれば回復可能なものだが、いまだに精神的弱さが原因と受け止められがちであり、かつ、本人も依存症であることを認めにくく、本人や家族の日常生活や社会生活に支障をきたすだけでなく、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせる可能性も示唆され、ギャンブル等依存症対策のより一層の推進が必要である。

そのため、国においては、ギャンブル等依存症対策基本法の制定や基本計画を策定しており、各都道府県においても基本計画の策定などが進められている中、大阪府においては、全国初の関係者のネットワークづくりや、（仮称）大阪依存症対策センターの早期立ち上げを検討するなど、より強力な対策を推し進めている。

しかしながら、昨今のオンラインカジノへのアクセス増等を踏まえると、今後、より実効性のあるギャンブル等依存症対策とそれを支える安定的な財源が必要であることから、以下の特段の取組みを求める。

- 1 公営競技や宝くじ等、許認可権者の許可のもと行われるギャンブル等に係る収益の一部について、ギャンブル等依存症に係る普及啓発や継続的な医療支援、司法支援、消費者支援等の対策事業に活用し、より一層の充実を図ること。
- 2 公営競技や宝くじに関するオンライン決済は、クレジットカードや電子マネーキャリア決済等が普及し、決済方法が容易になっていることから、多重債務に陥る可能性もあるため、金融機関や決済事業者に対して多重債務の加速化を防ぐ実効性のある対策を求めること。

- 3 依存症等に関する注意事項は極めて小さく記載されており、見過ごされてしまう可能性もあることから、消費者がギャンブル依存症の理解を深めることができるよう、適切な広告を事業者に求めること。
- 4 ギャンブル等依存症の本人や家族の就労実態等を踏まえ、電話やメール、SNS 等の相談体制について、相談時間の夜間対応等ができるよう、自治体の補助等を拡充するとともに、相談・治療に対応できる人材の育成について、取組むこと。また、事業者自ら相談体制を拡充することも呼びかける等、一層の充実を図ること。
- 5 ギャンブル依存症患者の家族は、DV などの二次被害を受けることが懸念されることから、警察や司法関係者が、依存症について正しい知識や理解を深めることができるよう、各省庁や関係機関に対して依存症部門との一層の連携等について働きかけること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 10 月 日

衆議院議長	}	各あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
法務大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		
内閣官房長官		
国家公安委員会委員長		

大阪府議会議長
金城 克典

第4号意見書案

社会全体で子どもの命を守るセーフティーネット構築を求める意見書

出産したばかりの赤ちゃんを、住宅街にある空き地や公園、トイレ等に放置し死に至らしめる痛ましい事件が、大阪だけでなく、全国で相次いでいる。

わが国では、親が養育できない子を匿名で託せる、いわゆる「赤ちゃんポスト」を、2007年に熊本市の慈恵病院が全国で初めて設置し、これまで193人を受け入れ、報道によれば、内密出産は51件を実施している（受け入れ人数は今年3月末時点、内密出産は今年6月時点）。

また、先般、大阪府泉佐野市が市内にある医療機関と連携する形で設置を目指すことを表明しているが、行政主導での赤ちゃんポスト設置は全国初の取組みであり、賛否両論、様々な議論を呼んでいる。

他方、世界をみると、「赤ちゃんポスト（Baby box）」は、ドイツ、アメリカ、韓国等に設置されているが、特に、ドイツでの設置数は90か所以上にのぼる。

また、ドイツでは、赤ちゃんポストや匿名出産の問題点を踏まえ、困難な状況にある妊婦への支援強化と、子どもの出自を知る権利、妊婦のプライバシー保護の両立を目指して、2014年5月に、内密出産法が制定される等、国全体としてセーフティーネット構築に向けた取組が行われている。

「赤ちゃんポスト」は嬰兒遺棄のような痛ましい事件を二度と繰り返さないため、子どもの命を守る最後の砦としての役割が期待されるという評価がある一方、他方においては、医療機関にかからず出産する「孤立出産」を前提としているため、母子ともに生命が危険にさらされる可能性が高いことや、育児放棄を助長する恐れがあること、内密出産においては妊娠届が自治体に提出されないため、子どもの出自を知る権利についての取り扱い問題や出産後の母の支援を行政が行うことが困難になることなど、課題も指摘されている。

よって、国におかれては、望まない妊娠を抱えた女性の支援のあり方について、「赤ちゃんポスト」や内密出産の是非も含めて議論を深めるとともに、社会全体で子どもの命を守るセーフティーネット構築を目指すことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（こども政策）

} 各あて

大阪府議会議長
金城 克典